

information

お知らせ

第18回 小金井市環境賞 候補者募集

環境保全活動に功績のあった個人または団体・事業者を表彰するため、環境賞の候補者を募集します。

日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組みが求められています。受賞にふさわしい功績のあった個人・団体・事業者を、ぜひ、ご推薦ください。(自薦も可)

市内在住の方、市内の団体または事業者

9月11日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、住所・氏名(団体または事業者の場合、名称および代表者氏名)・電話番号・自薦または推薦の理由・活動内容・実績等(推薦の場合、推薦者の住所・氏名・電話番号)を明記し、環境政策課環境係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9817 FAX 042-383-6577)へ

新庁舎(仮称)新福祉会館建設基本設計(案)に対するパブリックコメントの検討結果

市では、2月6日～3月5日に、同設計(案)に対して、意見を募集しました。このたび、寄せられた意見

の検討結果およびその理由がまとまりましたので、お知らせします。

意見数・人数 395件・150人

公開場所企画政策課(市役所本庁舎2階)、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、情報公開コーナー(同6階)、主な市内公共施設、市ホームページ

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826

委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々に委員に選任しました。

地球温暖化対策地域推進計画策定検討委員会

鈴木玲子さん、土屋文雄さん、富永泰夫さん

環境政策課環境係 ☎042-387-9817

住宅マスタープラン策定委員会

森田眞希さん、神原弘文さん、柳井美紀さん

まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

地域自立支援協議会

佐藤宮子さん

自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848

6月10日から市民課での税関係証明書の交付を再開

3月2日から一時休止していた、市民課での税関係証明書(市・都民税課税証明書および納税証明書)の交付を6月10日(水)から再開します。なお、市民税課、納税課でもこれまでどおり同証明書を交付しています。

市民課市民係(市役所第二

庁舎1階 ☎042-387-98000) 小金井市議会議員選挙の投票日が決定

令和3年4月4日任期満了の小金井市議会議員の選挙日を決定しました。

告示日 令和3年3月14日(日)

投票日 令和3年3月21日(日)

開票管理委員会事務局 ☎042-387-9881

都営住宅の入居者募集

募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)等

申込書配布期間 6月8日(月)～23日(火)

申込書配布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同1階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください

6月26日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

JKK東京(東京都住宅供給公社) 募集センター ☎03-3498-8894

都民住宅(東京都施行型)入居者募集時期が変更

令和元年12月に配布した「東京都施行型都民住宅入居者募集のご案内」で次回募集

日程を、6月1日(月)～9日(火)としていましたが、変更となります。新しい日程については、改めてホームページや市報等でお知らせします。

JKK東京(東京都住宅供給公社) 募集センター ☎03-3498-8894

令和2年度 市民税・都民税税額決定・納税通知書

令和2年度(2019年分)の市民税・都民税税額決定・納税通知書を6月10日に発送します。

また、令和2年度市民税・都民税課税(非課税)証明書は、6月10日から発行できます。

なお、市民税・都民税の申告期限、所得税の確定申告期限の延長により、3月17日以降に提出された申告書の内容は、最初の決定通知書に反映されていない場合があります。その場合は、順次反映し次第、改めて通知します。

市民税課市民係 ☎042-387-9819

家屋に関するお知らせ

新築(増改築)調査にご協力を

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和3年度課税のために、令和2年1月2日以降、新築および増改築した家

屋の調査を行っています。調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

JKK東京(東京都住宅供給公社) 募集センター ☎03-3498-8894

調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します

取り壊したときは「調査内容」にご連絡を

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

共通

資産税課家屋係 ☎042-387-9821

福祉サービス第三者評価受審費の一部を補助

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を補助します。福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、(公財)東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」(http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi)などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

市内に次の福祉サービスを提供している事業者があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

高齢系Ⅱ小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応

型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▽障害系Ⅰ居宅介護、短期入所(医療型)、障害児通所支援

▽子ども家庭系Ⅱ認可保育所(民設)、認証保育所A型・B型

6月19日までに、所定の申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付し、地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915)へ

危険なけ崩れ

梅雨や台風の時節は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で囲われているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

家の周りの再点検を

梅雨や台風の時節は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で囲われているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことにならないように、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。

すでに、関係機関から改善等の措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行って

